

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和6年

第2回東栄町議会定例会 会議録

(第1日)

令和6年6月6日(木)

令和6年第2回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和6年6月6日(木) 開議 午前10時00分
散会 午後12時16分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

1番 岡田 浩二	2番 佐々木 一也
3番 浅尾 もと子	4番 櫻井 孝憲
5番 伊藤 真千子	6番 西谷 賢治
7番 村本 敏美	8番 加藤 彰男

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

1番 岡田 浩二	2番 佐々木 一也
3番 浅尾 もと子	4番 櫻井 孝憲
5番 伊藤 真千子	6番 西谷 賢治
7番 村本 敏美	8番 加藤 彰男

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上 孝治	副町長	伊藤 克明
教育長	佐々木 尚也		
総務課長	伊藤 太	会計管理者兼税務会計課長	藤田 智也
生活環境課長	伊藤 仁寿	福祉課長	亀山 和正
経済課長	佐々木 豊	建設課長	原田 経美
教育課長	青山 章	診療所事務長	高尾 公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 加藤 寿基

令和6年第2回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町長提出議案大綱説明
- 日程第 6 承認第 2 号 令和5年度東栄町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第 3 号 令和6年度東栄町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 承認第 4 号 令和6年度東栄町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 議案第32号 東栄町指定金融機関の指定について
- 日程第10 議案第33号 令和6年度東栄町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第34号 令和6年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第35号 令和6年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 承認第 5 号 東栄町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第14 同意案第1号 東栄町教育委員会教育長の任命について
- 日程第15 同意案第2号 東栄町農業委員会委員の欠員による任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 報告第 1 号 令和5年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第17 報告第 2 号 令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第18 報告第 3 号 令和5年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明

許費繰越計算書について

日程第19 報告第4号 株式会社とうえいの経営状況について

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから、令和6年第1回東栄町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は8名です。定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

----- 議事日程の報告 -----

議長（加藤彰男君）

本定例会の議会運営並びに本日の議事日程について、議会運営委員長から報告いたします。

議会運営委員長。

議会運営委員長（伊藤真千子君）

改めまして皆さんおはようございます。それでは、令和6年第2回議会定例会第1日目運営について5月14日と30日に議会運営委員会を開催した結果を報告させていただきます。日程第1、会議記録署名議員の指名、日程第2、会期の日程は従来通りです。日程第3、諸般の報告は議長よりあります。日程第4、行政報告、日程第5、町長提出議案大綱説明は町長より報告と説明があります。続きまして、議案審議につきましては配布しました審議一覧表の通りです。承認第2号から承認第4号及び承認第5号は承認案件で本日採決とします。議案第32号から議案第35号までの4議案については順次1件ごとに上程しますが、議案第32号は本日採決とし議案第33号から議案第35号までの3案件は委員会付託とします。次に同意案第1号と同意案第2号は人事案件で本日採決。報告第1号から報告第4号はそれぞれ報告していただきます。以上付議事件は承認4件、議案4件、同意案2件、報告4件でございます。会議規則49条に基づき発言の際には議長の許可を得た後に発言を行って頂くことと、マイクに向かって分かりやすく発言することをお願いするとともに会期中の議会運営にご協力をお願いし報告を終わります。以上です。

議長（加藤彰男君）

ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めますのでよろしくお願いいたします。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（加藤彰男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規定により、1番、岡田浩二議員、5番、伊藤真千子議員の2名を指名いたします。

----- 会期の決定 -----

議長（加藤彰男君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は本日6月6日から6月14日までの9日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、会期はそうように決定いたしました。

----- 諸般の報告 -----

議長（加藤彰男君）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和6年第1回定例会以降の行事等は、配布しております一覧表をお目通しください。次に地方自治法第235条の2の規程による例月出納結果について令和5年度3月実施分、令和6年度4月実施分、5月実施分の報告が出ておりいずれも適正であるとの監査結果がありました。検査結果詳細について必要な方は、事務局で保管しておりますので閲覧してください。最後に陳情等の関係は配布してあります陳情請願等一覧表のとおりです。以上で諸般の報告を終わります。

----- 行政報告・町長提出議案大綱説明 -----

議長（加藤彰男君）

次日程第4、行政報告、及び日程第5、町長提出議案大綱説明を行います。

町長から行政報告と本定例会に上程されております議案の大綱説明を求めます。

町長。

町長（村上孝治）

改めまして皆さんおはようございます。令和6年第2回6月東栄町定例議会を招集しましたところ議員各位のご出席を賜り厚く御礼申し上げます。開会にあたり、みなさんのご健勝をお祈りすると共に日頃のご清栄に対し深く敬意と感謝を申し上げます。それでは、提出議案の説明に先立ちましてお許しを頂きましたので、お時間をいただきまして3月定例会以降の行政執行の主なものについてご報告させていただきます。すみません大変声がかれてしまい聞き取りにくいかもしれませんがよろしく願いいたします。はじめに発生から5ヶ月が経過しました能登半島地震の本町の支援状況についてであります。この間におきまして滋賀町への家屋被害認定支援につきまして6名の職員を派遣させていただいておる状況でございます。派遣した職員から現地状況の報告を頂きながら、被災地の復興をまだ道半ばであることを実感しているところでございます。今後派遣職員には被災地

の状況を皆さんにもお伝え頂ける、お伝えできる機会を作りたいと考えております。派遣については一旦これで終わりという風に聞いてはおりますが、今後とも愛知県とも調整しながら被災された方々に寄り添った支援をしまいたいと思っております。また4月3日には皆さんご承知のように台湾東部でマグニチュード7.7の地震が発生し大きな被害をもたらしました。他の国や地域においても地震のみならず大規模災害が発生しております。いつどこでおこるか分からない災害から大切な命、財産を守るために町民の皆様と危機感を共有しながら備えを行っていく所存でございますので議員並びに町民のみなさんのご理解ご協力をお願い申し上げます。さて令和6年度もすでに2ヶ月が過ぎたところでございます。コロナ禍も昨年5類になってから今年に入り落ちついてきたところもでございますが、そういった中、各種団体の総会だったり会議、協議会も今年は開催されておりました私も出席させて頂いているところでございます。そして職員状況でございますが、4月1日付で新規採用職員はじめ職員異動の辞令交付をさせていただきました。職員の重層ができませんので新たに年度途中の採用ということで5月に採決させて頂きましたが、改めてまた内定辞退等もありまして、なかなか補充に至らないというところが続いているという状況でございます。また4月1日には、小中学校の教職員の辞令発令の伝達式も行われたところでありまして、小学校では校長先生はじめ8名、中学校にも6名の方にご着任頂きました。ご承知のように令和6年度から学校運営協議会と地域学校協働本部を組織し、学校だけではなく地域の皆さんにも子供に関わって頂くということでございます。そういったところもありまして、3月末で退職されました先生2名に現在も携わってもらっているところでもあります。次に消防団でございますが、令和6年度4月1日現在の消防団員は92名であります。本年度から施行的に1年間、支援団員8名を基本団員に再任用しまして足込班として活動を行って頂いております。次に観光関係でございますが、観光まちづくり協会が昨年一般社団法人化となりまして、拠点も町の中心部に移らせて頂き、新たな事業を展開するなど役員はじめ職員が一団となってこの1年間取組んでおられました。6月2日に法人になって最初の総会を開催させていただきました。私も出席させて頂きましたが、引き続き町の観光とまちづくりのけん引役としてご活躍いただきたいことをお願いして参りました。次に古戸鍾乳洞の開洞式ですが、一昨日CBCでも放送されましたが副議長と一緒に出席させて頂きました。当日は今枝衆議院議員、峰野県議、奥三河観光協議会の会長であります新城市長の代理の副市長にも参加いただきまして5月12日に開催させていただきました。民間での体験ツアーとなりますけれども、貴重な観光資源として地元にも協力頂きながら振興に繋げていきたいと思っておりますので宜しくお願い致します。それから株式会社とうえいですが、ご承知のとおりとうえい温泉、介護施設、健康の館と3つ運営しておりますが第22期の株主総会を5月に開催しております。本日決算内容等の報告もさせていただきますが、コロナ禍も5類に移行され入浴者も徐々に増えてはいますが、営業資材等の度重なる値上げ特に重油代金を含めて諸経費の負担も非常に大きく大変厳しい決算状況となっております。また本年度で23年を迎えます年数経過と機械機器の経年劣化破損等もありその対応に苦慮しているところでもございます。そして今までの役員で取締役3名 監査役1名が任期満了で退任を致しました。新たに取

締役2名 監査役1名を選任させていただき役員は実績1名減となりましたけれども、代表取締役には伊藤克明副町長を充て新たな体制で取り組んでまいりますのでどうかよろしくお願いいたします。次に北設楽郡医療等に関する協議会についてであります。5月21日に開催させていただき令和5年度の事業及び決算の報告令和6年度の事業計画と予算等についてご審議を頂き承認を頂いたところでございます。また郡内各診療所の状況診療体制についても報告もそれぞれ頂きました。今後も北設楽郡の医療存続のために3町村の連携の取り決めを進めてまいりたいと思っております。そして新城市を含めた東三河北部医療圏もさらに市町村連携強化を図ってまいりますので宜しくお願い致します。そして東栄診療所の令和5年度の延べ患者数は2万3390人でありました、前年と比べて、1,602人の減少でございました。また1日平均の患者数は96.32人、前年が98.8人でしたので2.5人減という状況であります。人口減少に伴いまして外来患者数も年々減少傾向でございますが、本年度も診療科目は従前と変わらず診療を行ってまいります。また6年度は浜松医大との連携によりまして運動器検診も実施されて頂くこととなっております。今後も一次医療を確保させていただき在宅医療を始め様々な取り組みによりまして持続可能なへき地医療の取り組みを進めてまいりたいと考えております。また医療・介護・福祉を一体化とした第2期地域包括推進計画令和6年から11年度までですが昨年策定させていただきました。人と人地域社会がつながり、一人一人が生きがいや役割をもち助け合いながら年を重ね、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられる町の実現を目指して取り組んでまいります。ぜひご理解を頂きご協力くださるようお願い致します。次に道路関係ですが、国道473号月バイパスであります。ご承知のように橋梁の工事が完了しておりまして、槻トンネルの掘削工事が本格的に始まる3月17日に地元説明会を開催いたしました。また全町民を対象に工事説明会を4月21日に開催し掘削方法、防音対策、汚水処理などを説明させていただきました。今後安心安全な工事を進めて参ります。特にトンネル掘削の開始に伴いまして現場から奈根残土置き場への残土運搬が始まっております。騒音やダンプの運搬に充分配慮して行ってもらっていますが、お気づきの点等がありましたらご連絡をお願い致します。次に151号と町道岡本大森線の交差点改良の調査を以前から実施させていただいています。上岡本信号交差点との兼ね合いも含めて調査結果を踏まえて交安の協議をしていますが、以前もちょっとお話をさせて頂いた通り大変交安の協議も難しい面もございまして県とも点検をして今後進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。またこれによって、県代行町道本郷下川農免線の改良工事も引き続き実施して参りますが、将来の延伸に向け引き続き検討してまいりますのでお願い致します。それから古戸の災害工事につきましては、2カ年継続事業として進めております。完成までにはもう少し時間が必要でし、かかりますのでご理解のうえお願いしたいと思っております。次に中学校の海外派遣事業であります。コロナ禍で随分実施はできませんでしたが今年度中学生13名と引率教員3名、16名の参加でカナダへ5月23日から28日の4泊6日で実施させていただき無事に全日程終えています。中学生の皆様にはこの貴重な体験を学校や地域または折りあることに多くの方に伝えて頂ければ大変嬉しく思っております。一昨日学校での報告会も予定しておるという事を聞いております。次に東栄中学校開校50周年事業であります。新しい制服の検討、記念誌の作成、卒業生の同窓会応援事業、体育館の改修事業、記念式典を予定しております。なお記念式典は

11月2日を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。最後に北設広域事務議会についてご報告させていただきます。最初にゴミについてでございますが、現在中田グリーンセンタでの焼却処理をやめておりまして、可燃ごみは外部への搬出の中継施設として運営しております。また、新城市と連携して検討を進めておりますゴミ処理の広域化については、前年度からの2か年で基本構想の策定を進めておるところでございます。今年度は施設の規模や複数の候補地が具体化される予定でございますが、検討状況等につきましては当組合議会や各町村議会で適宜報告させていただきますので宜しくお願い致します。次に北設情報ネットワークの民営化についての取組であります。来年度予算での事業の具体化を目指して調整しておるところでございます。目下、事業先、事業者を決定するプロポーザルの手続きの詳細の検討と共に、事業の実現には多額の費用が必要となることから、国、県の補助金担当部署との協議をはじめ財源の確保に向けた要望活動等にも取り組んでおります。今後も民間移行にまつわる必要な情報提供は議会、それから広報誌等を通じて行ってまいりますのでご承知のほどをよろしくお願いいたします。以上であります。以上が諸行政の一端をご報告させていただきました。次に今議会に提案をしております議案の大綱説明をさせていただきます。今議会に上程させていただいております議案等につきましては承認4件、議案4件、同意案2件、報告4件併せて14件を上程致しましたのでよろしくご審議のほどお願い致します。簡略に説明させていただきます。承認第2号、令和5年度東栄町一般会計補正予算第12号の専決処分の承認を求めることについては、令和5年度予算繰越免許のうち消費税分不足していたものを補正する必要性が生じたので3月27日付で専決処分のしたものであります。次に承認第3号、令和6年度東栄町一般会計補正予算第1号の専決処分の承認を求めることについては、定額減税に係る職員分の給与システムの改修について早急に対応する必要性が生じたので4月24日付で専決処分したもので、177万7千円を増額補正するものであります。承認第4号、令和6年度東栄町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることにつきましては、定額減税調整給付金に代わるシステムの改修、令和6年度分住民税非課税世帯及び均等割りのみ課税世帯に対する給付金と子供加算給付金に係るシステム改修及びデータ抽出を実施するにあたり早急に対応する必要性が生じたので5月1日付で専決処分したものであります。1,065万3千円を増額補正するものであります。次に議案第32号、東栄町指定金融機関の指定につきましては令和6年6月30日で期間満了となることから今後2年間の指定するものであります。次に議案第33号、令和6年度東栄町一般会計補正予算第3号については、8,534万8千円を増額補正するものであります。内容につきましては税務会計課、保育園、経済課及び建設課にかかる会計年度任用職員の人件費、中間のSVPF負担金、上野原の教育住宅の屋根改修工事、北設情報ネットワーク運営負担金、定額減税の調整給付金及び事務費、新たな支援給付金の給付金事業、障害者支援事業に係る補償金、プラチナ長寿検診事業、児童発達支援施設利用料負担金、給食ソフトシェア分、保育園の備品購入費、配食サービスに係る自動車の借り上げ料、千代姫荘のガス栓増設工事、とうえい温泉駐車場街路灯修繕、小規模林道事業、町道中設楽戦橋線改良工事、急傾斜地崩壊対策事業負担金、北設広域事務組合の負担金、グリーンハウス広場整備工事、国民健康保険特別会計及び簡易水道事業特別会計繰出金が増額の主なものです。一方、教育課会計年度任用職員人件費、給食調理員の委託料及び林道改良事業を減額しております。これらにあたる歳入につきましては

国県補助金前年度の繰越金受託事業収入及び町債を見込んでおるところでございます。次に議案第 34 号、令和 6 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号については、52 万 8 千円の増額補正であります。内容はマイナンバーカードと保険証の一体化に向けたシステムの改修をするものであります。議案第 35 号、令和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号につきましては、収益的収支及び資本的支出合計で 646 万 7 千円の増額補正で、内容につきまして電話料、各種団体への負担金及び中設楽送水ポンプ取替修繕であります。承認第 5 号 東栄町税条例の一部改正する条例の専決処分についての承認を求めることについては、個人住民税の定額減税に関するものと能登半島地震災害の被害者等への特別措置の改正について 3 月 31 日付で専決処分したものであります。次に同意案第 1 号、東栄町教育委員会教育長の任命につきましては令和 6 年 6 月 30 日で任期満了となる任命同意をお願いするものであります。同意案第 2 号、東栄町農業委員会委員の欠員による任命につき同意を求めることにつきましては農業委員 1 人辞職に伴い新たに委員を任命するにあたり同意をお願いするものであります。報告第 1 号、令和 5 年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第 2 号、令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第 3 号令和 5 年度東栄町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については令和 6 年度に繰り越した事業について報告させて頂くものであります。報告第 4 号、株式会社とうえいの経営状況につきましては令和 5 年度の経営状況を報告するものであります。以上であります。副町長始め担当課長から詳細につきましては説明を致しますのでよろしくご審議のほどお願い致します。以上。

----- 承認第 2 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 6、承認第 2 号「令和 5 年度東栄町一般会計補正予算（第 12 号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

承認第 2 号、令和 5 年度東栄町一般会計補正予算（第 12 号）の専決処分の承認を求めることについて。それでは、予算書の 1 ページをお願いします。承認第 2 号、令和 5 年度東栄町一般会計補正予算（第 12 号）について、令和 5 年度一般会計補正予算（第 11 号）において繰越明許費とした予算の一部に不測が生じましたが、議会の招集する暇がないため 3 月 27 日付で専決処分させて頂いたものです。続いて 2 ページをお願いします。第 1 条の繰越明許費につきましては 3 ページの事業について追加補正するものです。予算説明書の 1 ページをお開きください。2 款 1 項 3 目、戸籍住民基本台帳費のコンピューター等保守点検業務委託料のうち、既存住基システム等ふりがな対応に係る分について消費税相当額が不足していたことにより 26 万 7 千円追加するものです。以上で説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

専決処分された令和 5 年度の一般会計補正予算第 12 号の専決処分の承認を求めることについてお尋ねいたします。ただいまの副町長からの説明で、繰越明許費として計上していたコンピューター等保守点検業務委託料のうち既存住基システム等フリガナ対応に係る委託料を消費税分不足していたとのことから 267 万円から 26 万 7 千円を増額し 293 万 7 千円とする議案であります。消費税が不足していたという事なんですけれども、どういう経緯で見落とししてしまったのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

はい。総務課長

総務課長（伊藤太君）

一部経費について消費税分を計上するものがもれていたということで、それが判明したということで補正をお願いするものです。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

はい。浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

これが繰越が終わってしまってからわかったことになればまた大きな問題になってくると思います。今後このようなミスが起こらないようにどのような対策を考えてみえますか。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

やはり複数の目でチェックすることが重要になってくると思います。

議長（加藤彰男君）

他によろしいでしょうか。以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案に対して討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます

これより承認第 2 号の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め承認第2号は原案のとおり承認されました。

----- 承認第3号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第7、承認第3号「令和6年度東栄町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明）

承認第3号、令和6年度東栄町一般会計補正予算の専決処分の承認を求める件について。それでは、予算書の1ページをお願いします。専決第4号、令和6年度東栄町一般会計補正予算（第1号）について、定額減税対応に係る人事給与システム改修について予算措置を講じる必要が生じましたが議会の招集する暇がないため4月24日付で専決処分させて頂いたものです。続いて2ページをお願いします。今回の一般会計の補正は歳入歳出それぞれ177万7千円を追加し予算総額を42億1,777万7千円とするものです。それでは、予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。6ページをお開きください。2款1項1目、一般管理費12節、人事給与システム改修委託料は6月から実施される定額減税に対応するためにシステムを解消するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。今回の補正の財源につきましては19款1項1目繰越金を充てるものです。以上で説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。はじめに歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

補正予算書の6ページ2款1項1目の委託料177万7千円に関わってお尋ねしたいと思います。今回の補正予算は、人事給与システム改修のための予算という事なんですけれども、専決処分の理由は定額減税の対応に係る人事給与システム改修について予算措置を講じる必要が生じたが議会の招集暇がないためとあります。この定額減税実施に係る予算ということですので、定額減税の概要と町が行わなければならない実務、それから職員給与に対する定額減税の実施スケジュールそしてシステム改修の内容を伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず定額減税の内容の件ですけれども、所得税 3 万円 個人住民税 1 万円こちらの減税をすることとなります。職員給与に対する実施スケジュールですけれども、6 月支給分の給与から実施していきます。システム改修の内容でありますけれども、減税額を加味して所得税計算する改修また、給与明細書に減税額を表示する機能の追加などの改修となります。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいでしょうか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

この定額減税をめぐっては、給与を計算する方あるいは業務をする自治体、大変な苦労があるということが連日報道されております。これ 6 月の給与からスムーズに実施できる見込みがあるのかということをお尋ねしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

6 月支給分の給与から減税していく予定でおります。

議長（加藤彰男君）

はい、浅尾議員。3 回目ですよ。

3 番（浅尾もと子君）

最後のお尋ねです。歳入はあとでしたよね、失礼しました。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。次に歳入全般について質疑を行います。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

補正予算説明書の 4 ページ 19 款 1 項 1 目、前年度繰越金 177 万 7 千円について伺います。今回の給与システム改修の財源を前年度からの繰越金としております。国の事業でありますの

で今後事業負担が国から受けられるものと考えますがどの程度見込んでいるか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

今のところ補助金は見込んでおりません。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

不勉強で申し訳ないですけれども、ちょっと驚きました。国の事業を実施するのに町が 177 万 7 千円負担するということになるわけですね。その点ご確認ください。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

これは公務員に限ったことではなく、民間の会社でもそうだと思うんですけれども、今のところまだ国から補助の関係も通知等来ておりませんので、現在は見込めない状況となっております。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案に対して討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより承認第 3 号の件を採決いたします。

原案のとおり決することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認め承認第 3 号は原案のとおり承認されました。

----- 承認第 4 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第8、承認第4号「令和6年度東栄町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明）

承認第4号、令和6年度東栄町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて。それでは、予算書の1ページをお願いします。専決第5号、令和6年度東栄町一般会計補正予算第2号について、低所得者支援及び定額減税を補足する給付等に係るシステム改修について予算措置を講じる必要があることが生じましたが、議会の招集する暇がないため5月1日付で専決処分させて頂いたものです。続いて2ページお願いします。今回の一般会計の補正は歳入歳出それぞれ1,065万3千円を追加し予算総額を42億2,843万円とするものです。それでは、予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。6ページをお開きください。2款1項1目、税務総務費12節、町税給付金システム改修等業務委託料は6月から実施される定額減税について、本税から定額減税分を引ききれない方に対して調整給付金を交付するためのシステムを改修するものです。3款1項1目、社会福祉総務費、12節システム改修費、新たな支援給付は令和6年度住民税に係る新たに非課税世帯となる世帯及び均等割りのみ課税となる世帯に対する給付金及び子供加算支援給付金給付のためのシステム改修です。データ抽出委託料はその対象者を住基情報等から抽出するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。14款2項1目総務費国庫補助金と2目民生費国庫補助金の地方創生臨時交付金、重点支援は定額減税調整給付金と新たに住民税が非課税となる世帯及び均等割りのみ世帯となる世帯並びに子供加算支給給付金給付にそれぞれ充てられるものです。19款1項1目繰越金は今回の補正の財源調整により増額するものです。以上で説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。はじめに歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

今回の専決処分についてお尋ねいたします。歳出の補正予算説明書6ページですね、2つの委託料が出ていますけれども、この調整給付金と新たな支援給付のための委託料ということでございます。この低所得者支援の概要を伺いたいと思います。給付金の名称とそれぞれの現時点で見込んでいる対象者、金額、対象者世帯、支給のスケジュールなどお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

低所得者支援の概要につきまして、給付金の名称でございますが3点ございます。1つは新たな住民税非課税世帯等支援給付金、2つめに新たな住民税均等割りのみ課税世帯への支給給付金、3つ目につきましては新たな住民税非課税世帯等支援給付金子供加算分となっております。まず、一番最初に申しあげました新たな非課税世帯等支援給付金、こちらと新たな住民税均等割りのみ課税世帯給付金につきましては対象世帯70世帯を見込んでおりまして、金額につきましては、10万円の給付金を見込んでおります。また、支給のスケジュールにつきましては7月から10月を期間として予定しておりまして、支給につきましては7月下旬から支給をする予定でございます。またもう1点新たな住民税の子供加算分につきましては、先ほどの住民税非課税世帯等均等割りのみの世帯に関わる子供さんの部分としまして10人を見込んでおりまして、金額につきましては5万円受付時間につきましては8月から11月を見込んでおりまして、支給につきましては8月下旬から支給を予定しております。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいでしょうか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

ご答弁頂いた内容で1点聞き取れなかった点がありましたので、子供加算給付金の対象見込み数をもう一度教えていただきたいと思います。併せてこの子供加算給付金の近隣市町村での取り扱いをちょっと調べたんですけれども、この加算給付金の支給要件確認書を今後発送する事となると思うんですが、豊川市ではこの発送をすでに4月18日から始めております。豊橋市では4月12日から、新城市では4月19日からご説明のとおり8月から11月に行うということだと、東栄町では少し時間がかかってしまっているなという印象を受けるんですけれども、その理由を伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

まず1点、先ほど子供加算につきましては対象者を10人と見込んでおります。また、今お話がありましたように支給要件の確認書の発行時期につきましては他市町村で4月中旬ごろということでご指摘を頂いておりますけれども、こちらにつきましては、今回の内容とは違まして令和5年度事業として6年度に繰り越しております事業で、東栄町におきましては4月22日に支給要件確認書を発送しておりまして、時間はかかっておりません。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

事業が違っていたという事で大変失礼いたしました。よくわかりました。

議長（加藤彰男君）

次に歳入全般について質疑をお願い致します。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

歳入についてお尋ね致します。補正予算説明書の 4 ページにこれら 3 点の事業についての財源が書かれておりますが、このうち繰越金 934 万 3 千円を充てるという事になっていきます。先ほど定額減税の時にお尋ねしたのと同じことなんですけれども、この 3 つの事業というのは国の事業でありますから町が負担する事になるというのは不本意なところでございます。今後、この 934 万 3 千円国からの事業費の負担を受けられるのかその見込みがあるのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

こちらの経費は事務費に当たるんですけれども、今のところ国から示されている補助につきましては 1 名 3 千円と 1 世帯 2,500 円、こちらが示されております。これに伴いまして歳入のほうにも見込人数に応じて計上しております。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

はい、浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

ありがとうございます。それでは、国から示されている補助の金額というのはもう既に予算に計上しているという事なので、この 934 万 3 千円が町の負担だという事でよろしいでしょうか。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

現段階では議員おっしゃる通り町の負担となります。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案に対して討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより承認第4号の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって承認第4号は原案のとおり承認されました

----- 議案第32号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第9、議案第32号「東栄町指定金融機関の指定について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第32号、東栄町指定金融機関の指定について。下記の者を指定金融機関として指定することについて地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により議会の議決を求める。提案理由につきましては、東栄町の公金の収納及び支払事務の合理化と公金管理の適正化を図ることを目的に指定金融機関として愛知東農協協同組合を2年間指定するため議会の議決を必要とするからであります。指定する金融機関は愛知東農協協同組合、指定する期間につきましては令和6年7月1日から2年間となります。説明は以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。この議案は東愛知農業協同組合を町の公金収納の窓口業務の指定金融機関とするものであります。この金融機関を選定した理由、そして業務の内容を伺いた

いと思います

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

選定理由についてですが、町内の金融機関意向調査をさせて頂いております。その中で振込手数料、口座振替手数料、派遣職員に係る人件費等の条件を提出して頂き、これらと比較した結果全ての項目において愛知東農協協同組合が有利であったことが選定理由となります。業務内容につきまして先ほど議案の中でも説明いたしましたけれども、公金の収納、支払事務となります。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

愛知東農協協同組合の指定は前回も同じ金融機関に指定していたものと記憶しております。何年度連続の指定となるか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

愛知東農協協同組合を指定金融機関として指定するのは平成 16 年度からとなりますので 20 年連続となるかと思います。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案に対して討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 32 号の件を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 32 号は原案のとおり承認されました

議長（加藤彰男君）

次に日程第 10、議案第 33 号「令和 6 年度東栄町一般会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。執行部の説明を求めます

副町長。

副町長（伊藤克明）

それでは、予算書の 10 ページをお願いします。議案第 33 号、令和 6 年度東栄町一般会計補正予算（第 3 号）について。続いて 2 ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 8,554 万 8 千円を増額し予算総額を 43 億 1,397 万 8 千円とするものです。それでは、予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。8 ページをお開きください。2 款 1 項 1 目 12 節中間 S V P F 負担金はマイナンバーの情報連携するシステムを更新するための費用負担です。4 目財産管理費 14 節上野原教育住宅屋根改修工事は 4 棟ある住宅のうち 1 棟の屋根の一部が傷んだため雨漏り対策として改修するものです。7 目企画費 18 節北設情報ネットワーク運営負担金は国道 473 号月バイパス工事の添架金物管敷設と民間譲渡に係るプロポーザル外部有識者の謝礼に係る増額です。11 目町営バス運営対策費は財源として過疎債を充当することによる財源更生です。2 項 1 目税務総務費の 1 節報酬から 8 節旅費までは会計年度任用職員 1 名分の人件費です。11 節役務費及び 19 節扶助費は定額減税調整給付金に係るもので、特別控除可能額が令和 6 年分推計所得税額又は令和 6 年度分個人住民税所得税割を上回るものに対し上回る額を給付するもので、370 名を予定しています。10 ページ 3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の 10 節需用費から 19 節補助費までは、令和 6 年度住民税に係る新たに非課税となる世帯及び均等割りのみ課税となる世帯に対する 10 万円給付と子供 1 人当たりの 5 万円の子供加算支援給付金の給付に係るもので、新たな非課税及び均等割りについては 70 世帯、子供加算については 10 名を予定しております。27 節は国民健康保険特別会計の補正による増額です。3 目障害者福祉費 22 節補償金は障害者相談支援事業委託料及び障害基幹相談センターの業務委託料に係る平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間分の消費税相当額を支払うものです。4 目老人福祉費は愛知県が国立長寿医療研究センターに委託したプラチナ長寿健診事業により開発した認知症に対するチェックリストを使用する事業で、VR の技術を活用した認知症の症状体験やチェックリストの実施等を町内 11 カ所のおいでん家等で行うものです。12 ページ 2 項 1 目児童福祉総務費 18 節児童発達施設利用者負担金は、4 月から 2 名利用者が増えたことによる増額です。2 目保育園費 1 節報酬から 8 節旅費までは会計年度任用の園長及び給食調理員に係る人件費です。12 節給食調理員業務委託料は委託を予定していた調理員を会計年度任用に変更することによる減額です。13 節給食ソフト使用料は献立作成に使用するものです。17 節保育園備品購入費は 0 歳児入園に備えた椅子とテーブル並びに防犯対策としてのサスマタを購入するものです。3 項 3 目介護予防生活支援サービス事業費と 14 ページ 5 目任意事業費、13 節の自動車借り上げ料はおいでん家の送迎車両を配食サービスにも使用する

ために増額するものです。4款1項3目環境衛生費27節は簡易水道事業特別会計の補正による増額です。2項1目環境衛生費18節北設広域組合負担金はごみ収集用のトラック購入とゴミ分別アプリ運用による増額です。5款1項2目農業総務費と16ページ2項1目林業総務費はあいち森と緑づくり事業委託金の充当先を変更したことによる財源更正です。6目千代姫荘施設費14節千代姫荘ガス栓増設工事は、体験実習室の床にあるガス栓の一部からガス漏れが発生したことから配管をし直し壁にガス栓を設置するものです。16ページ2目林業振興費はイノシシに対する県上乗せが決定したことによる財源更正です。3目林道事業費14節小規模林道事業費は補助率が6/10から6.5/10に増高したことによる事業の追加と、林業改良事業として予定していた下ツ沢橋と大稲目無名橋の補修工事に国庫補助がつかなくなったことにより小規模林道事業へと振り返るものです。4目森林整備費は会計年度任用職員の人件費を増額するものです。6款1項5目温泉施設費10節修繕料は、駐車場街路灯の照明器具取替と支柱の塗り替えをするものです。18ページ7款1項1目土木総務費は会計年度任用職員1名分の人件費を増額するものです。2項3目道路新設改良費14節町道改良工事は、町道中設楽戦橋線の法面の既設モノタル吹付が大雨等により剥落、落下しているので安全対策のため改修するものです。5目急傾斜地対策事業費18節急傾斜地崩壊対策事業負担金は、御園及び三輪地区の今年度工事に対するものです。20ページ8款1項2目非常備消防費7節団員対策報奨金は、新たな3名の退職者がでたことによる増額です。9款1項2目事務局費は、会計年度任用職員1名分の人件費を減額するものです。6項2目グリーンハウス費14節東栄グリーンハウス広場整備工事は、博物館前の広場を駐車場として利用できるよう碎石を布設するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。14款2項1目総務費国庫補助金と2目民生費国庫補助金の地方創生臨時交付金重点支援は、定額減税調整給付金と新たに住民税が非課税となる世帯及び均等割りのみ課税となる世帯並びに子供加算支援給付金給付の経費にそれぞれ充てられるものです。15款2項2目民生費県補助金1節元気な愛知の市町村づくりの補助金は、チャレンジ枠として第3期子ども子育て支援事業計画策定業務に充てるもので、補助率は2/3です。4目農林水産業費県補助金1節鳥獣被害対策事業費補助金はイノシシ捕獲に対する県補助金の上乗せが決定したことによるものです。2節小規模林道事業補助金は補助率の増高分と橋梁補修工事2橋分の林道改良事業補助金が減額されたことによる振り替えにより増額するものです。5目商工費県補助金1節元気なあいち市町村づくり補助金は人口減少枠として温泉駐車場修繕に充てられるもので、補助率は2/3です。8目教育費県補助金1節元気なあいちの市町村づくりの補助金は、従来枠としてグリーンハウス広場改修工事に充てるもので補助率は100万円の定額となります。19款1項1目繰越金は今回の補正の財源調整により増額するものです。6ページ20款4項1目雑入、消防団員退職補償金は退団者の実績により減額するものです。5項2目民生費受託事業収入1節プラチナ長寿健診受託料は認知症対策として実施するプラチナ長寿健診事業に充てられるものです。21節1項2目総務債1節町営バス運行事業は過疎債のソフト分を充てるものです。5目農林水産業債は小規模林道事業に係るものです。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

議案の説明が終わりました。これより議案第 33 号の質疑に入ります。はじめに歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

ただいまのご説明を受けまして、詳しい質疑は委員会ですとして、1 つだけ事前にお伺いしたいと思います。補正予算説明書の 12 ページ、2 項 2 目の保育園費の中の委託料についてでございます。給食調理員の業務委託料 431 千円に減額するもので、委託とするところを会計年度任用職員に転換するというご説明だったかと思います。給食調理員の方のお 1 人について業務委託とすることは適切ではないと考えますが、今回町がそのような認識に立って委託から会計年度任用職員に改めたと理解してよいか、その点をお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

本会議で答弁をということですね。今の内容を。

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

給食調理員につきましては、昨年給食調理を行っていた職員が異動で 1 名欠員となったために、昨年委託していたものから会計年度任用職員として常時勤務していただく方を契約するかたちになっております。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。はい。次に歳入全般について質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第 33 号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 34 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に、日程第 11、議案第 34 号「令和 6 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について」を議題とします。執行部の説明を求めます。

税務会計課長。

税務会計課長（藤田智也君）

それでは、補正予算書の 6 ページをご覧ください。議案第 34 号、令和 6 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について。7 ページをご覧ください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 52 万 8 千円を増額し、予算総額を 4 億 6,173 万 3 千円とするものです。

補正予算説明書の 27 ページをご覧ください。歳出 1 款 1 項 1 目一般管理費 12 節委託料 52 万 8 千円の増。マイナンバーカードと健康保険証の一本化に伴い、業務委託料を増額補正するものです。25 ページをご覧ください。次に歳入です。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金 52 万 8 千円の増。3 節の職員給与等繰入金につきましては、歳出の業務委託料に財源として充てるものです。国民健康保険特別会計補正予算については以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第 34 号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 35 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程 12、議案第 35 号「令和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。執行部の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

それでは、補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 35 号、東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について。2 ページをお願いします。第 2 条、令和 6 年東栄町簡易水道事業特別会計予算第 2 条に定めた業務の予定量を次の通り補正する。浄水施設建設改良費補正予定量 330 万円、計 8 千 38 万 5 千円。第 3 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。第 1 款第 2 項営業外収益補正予定額 316 万 7 千円、計 1 億 5,310 万 8 千円。第 1 款第 1 項営業費用補正予定額 316 万 7 千円、計 1 億 9,399 万 2 千円、第 4 条、本文かつこ書きを資本的収入額が資本的支出に対し不足する額 5,650 万 8 千円は当年度分損益勘定留保資金 5,650 万 8 千円で補てんするものとする。に改め資本的支出を次の通り補正する。第 1 款 1 項、建設改良費補正予定額 330 万計 1 億 2,962 万円。それでは、補正予算説明書で説明します。10 ページをお願い致します。収益的収入及び支出の支出ですが、2 款 1 項 1 目簡易水道管理費 316 万 7 千円の増、これにつきまして通信運搬費及び負担金が未計上であったことによるものです。9 ページをお願い致します。収益的収入及び支出の収入ですが 1 款 1 項 2 目他会計補助金 316 万 7 千円の増。これにつきましては歳出の補正に伴い増額するものです。11 ページをお願い致します。資本的収入及び支出の支出ですが、4 款 1 項 1 目浄水施設建設改良費 330 万円の増。これにつきましては中設楽送水ポンプのポンプ 2 台のうち 1 台が故障したため取替えを行うものです。簡易水道事業特別会計補正予算については以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り議案第 35 号を常任委員会に付託致します。

----- 承認第 5 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 13、承認第 5 号「東栄町町税条例の一部改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

税務会計課長

税務会計課長（藤田智也君）

承認第 5 号、東栄町町税条例の一部改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。1 枚めくってください。専決第 3 号、東栄町町税条例の一部改正する条例について。専決理由は地方税法等の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月 30 日に交付されたことに伴い東栄町町税条例を改正することになりましたが急を要するため議会を招集暇がないと認めたものです。改正内容について説明致します。このページを含めて 7 枚めくって頂き新旧対照表 33 分の 1 をご覧ください。まず今回の条例改正の主な内容は個人住民税の定額減税に関する改正と、能登半島地震災害の被災者への特例措置職権による減免既定の追加等が主な改正となり、地方税法の改正によるものとご理解下さい。多くの条例の改正、追加、字句の改正がございますが主な改正のみご説明させていただきます。33 分の 1 ページをご覧ください。第 33 条 7 の改正ですが公益信託制度の見直しに伴う規定の整備で、所得税と同様に寄附金税額控除の対象に公益信託の信託事務に関連する寄付金を追加する改正です。次に 33 分の 2 ページをご覧ください。第 49 条町民税減免に関する改正ですが、災害等により被害が一見して明らかな場合など申請を待つことなく職権で減免を行うことができる規定を追加する改正です。第 54 条の私立学校法の改正によるもので、同法の第 64 条第 4 項の規定が法第 152 条第 5 項に明記されたことに伴う改正です。次に 33 分の 3 ページをご覧ください。第 65 条の固定資産税の減免と次のページの 125 条の 3 特別土地保有税の減免に関する改正ですが、第 49 条第 2 項の改正と同様に職権で減免を行うことができる規定を追加する改正です。次に附則第 4 条の 2 は右側に記載がありますがけれども、公益法人等に寄付される側へのみなし課税に関する記載であり所得税との関連性から条例での明記を削除する改正です。次に 33 分の 5 ページをご覧ください。附則第 5 条の 2 は、令和 6 年能登半島地震の災害により住宅や家財等の資産について損失した場合に令和 5 年度中に損失を生じたものとして令和 6 年度分の個人住民税においてその損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる規定の追加の改正です。次に 33 分の 6 ページをご覧ください。附則第 6 条の改正は法附則に令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例が追加されたことに伴う改正です。

次に 33 分の 7 ページをご覧ください。附則第 7 条の 5 改正から 33 分の 17 ページまでの改正は定額減税に伴う追加となります。規定の追加となります。別にお配りしたカラー刷りの定額減税に関する資料も一緒にご覧ください。まず附則第 7 条の 5 の改正は対象者の規程の追加で、前年の合計所得が 1,805 万円以下の個人住民税所得割の納税義務者が対象で、令和 6 年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族一人につき 1 万円の減税を実施する規定の追加となります。次に 33 分の 8 ページをご覧ください。附則第 7 条の 6 の改正は定額減税の実施に伴い令和 6 年度に限り徴収方法が一部変更になる規定を追加しております。普通徴収は第 1 期分の税額から特別控除をし控除しきれない場合は第 2 期分以降の税額から順次控除する規定の追加となります。別の資料の裏面の右側の中段の実施方法となりますのでまたご覧ください。次に 33 分の 10 ページをご覧ください。附則第 7 条の 7 の改正は公的年金所得に関する特例で、年金からの特別徴収が初年度の場合は第 1 期分からの税額から特別税額控除を行い、控除しきれない場合は第 2 期分以降の税額から順次控除する規定の追加となります。公的年金からの特別徴収が 2 年目以降の場合は、令和 6 年 10 月分の公的年金から特別徴収税額から特別税額控除を行い、控除しきれない場合は 12 月以降の税額から順次控除する規定となります。別の資料の裏面の右側の下段の実施方法になります。なお、徴収給付は別の資料の 5 番のとおり、対象者の方には 7 月下旬から 8 月上旬ごろ確認書通知文書を郵送し、同封の返信用封筒にて返送して頂き申請を受理した方から随時給付振り込みの手続きを進めていく予定です。次に 33 分の 17 ページをご覧ください。附則第 7 条の 8 の改正は、令和 5 年の年末時点の控除対象者配偶者以外の同一形成配偶者の情報は納税義務者からの申告がないかぎり補足できないため、令和 7 年度の税額控除になるための規程の追加となります。次に 33 分の 18 ページをご覧ください。附則第 8 条の改正は肉用牛の売却による事業所得にかかる課税特例で、定額減税の算定に用いる所得割の額についてこの特例の適用後にもものとなるよう読み替え規定の追加となります。次に附則第 10 条の 2 のわが街特例の割合を定める規定の新設と字句の統一に伴う改正です。新設する項は 33 分の 20 ページ第 14 項で、地方税法に新たに追加された再生可能エネルギー発電設備に関する規定で法補足の三尺割合 7 分の 6 を規定しております。第 24 項の追加は既に地方税法で規定されている特例で、現在指定地区はございませんが、災害対策地域の指定を受けた土地に関する特例の規程を追加しております。その他の改正は条項ずれによる改正となります。次に 33 分の 21 ページをご覧ください。附則第 10 条の 3 の改正は新築の認定長期優良住宅特例について、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり要件に該当すると認められる場合には区分所有者から申告書の提出がなくても減額措置の適応を受けることができることをする規定の追加です。次に 33 分の 24 ページをご覧ください。附則第 11 条の改正は特例措置が 3 年延長されることに伴う年度の改正となります。次の附則第 11 条の 2 の改正は令和 6 年度が 3 年に一度の評価替えの基準年度となることから、来年度再来年度は価格を据え置く規定の改正となります。次に 33 分の 25 ページをご覧ください。附則第 12 条の改正は宅地等に係る固定資産税の負担調整の仕組みの継続に伴う年度の改正となります。次に 33 分の 28 ページをご覧ください。附則第 13 条の改正は附則第 12 条の改正と同じく農地に係る固定資産税負担調整の仕組みの継続に伴う年度の改正となり

ます。次に 33 分の 29 ページをご覧ください。附則第 15 条の改正は附則第 12 条、附則第 13 条と同様制度の継続に伴う年度の改正となります。次に 33 分の 30 ページをご覧ください。附則第 16 条第 3 の改正以降最終ページの附則第 20 条の 3 までの改正はすべて定額減税の実施に伴う読み替え規定の追加の改正となります。それでは、最初のページ、承認 5 号のページに戻って頂きまして 7 枚めくっていただき、12 分の 11 ページをご覧ください。施行期日ですが、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行する、ただし第 54 条の改正については、令和 7 年 4 月 1 日から施行、第 33 条 7 の第 1 項愛知県教育委員会の地区の修正を除く改正及び附則第 4 条の 2 の改正については、公益信託に関する法律の施行の日に属する年の翌年 1 月 1 日から施行。12 分の 12 ページとなりますけれども、第 2 条第 3 条は町民税に関する経過措置と固定資産税に関する経過措置の規程となります。説明は以上となります

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

ご説明でたくさんの法改正に伴う町税条例の改正点ご説明いただきましたけれども、国の法改正によらない町独自の改正点がありましたら、その内容を伺います。

議長（加藤彰男君）

税務会計課長。

税務会計課長（藤田智也君）

今回の改正につきましては法改正以外は含めておりません。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案に対して討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより承認第 5 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認め、承認第 5 号は原案のとおり承認されました。

----- 同意案第 1 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 14、同意案 1 号「東栄町教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

町長。

町長(村上孝治君)

同意案 1 号、東栄町教育委員会教育長の任命について。東栄町教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。令和 6 年 6 月 6 日提出、東栄町長村上孝治。住所、東栄町大字中設楽。氏名、岡田守。理由につきましては教育長の任期満了によるものであります。任期につきましては、令和 6 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までです。よろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

同意案第 1 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員

3 番(浅尾もと子君)

教育長の任期についてお尋ねいたします。今回岡田守氏を新たな教育長として任命するという議案であります。岡田守氏の経歴及び町が岡田氏を教育長の任に相応しいと判断した理由を伺います。また、新城市や豊川市の例でいいますと議員には人事案件に係る参考資料として最終学歴でありますとか、何年から何年までどこの学校に勤務といったような職歴などの経歴が配布されるということを伺いました。その方の人なりを判断するために必要な資料だと認識だとしますが、今後町でも同様の資料提供をして頂きたいと考えます認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長(村上孝治君)

まず、今回の岡田氏の任命と言いますか、まず教育長としての人格、公共、教育行政に関する識見を有する者であるという事は思っておりますし、特に地域の文化財を含めての状況そういったことを全体的に含めましても教育長としても相応しいと思っています。当然、永年教育行政に携わっておられますし、その蓄積された専門性の存在は本当に大きいというふうには私は思っております。教育長にとっての学術の理解は当然重要でありますし、長年の勤務等関わりによります専門性、重要性、資質、能力も当然あるというふうに存じております。今回任期満了によりますので現佐々木教育長の退任という状況であります、現佐々木教育長との

信頼関係は厚く、あとを充分任せられるという状況でございます。そういったことを踏まえて今回任命させていただきました。役職経歴につきましては他市の状況、豊川市さん新城市さんの状況はいま仰ったとおりだというふうに思いますが、わたしどもの町の状況は今の資料提供につきましては当然議長に一任させていただきたいと今後も含めてお願いしたいと思います。略歴につきましては、岡田守氏につきましては東栄町に在住でありますし、東栄町で小中学校ずっと教育を学ばれましたし、昭和 60 年の 3 月に愛知教育大学を卒業されて、教育生活が 60 年の 4 月から豊根中学校を始めとして教員生活が始まっております。そして愛知教育大学付属の岡崎小学校で教頭先生になられて、その後は田口小学校の教頭先生、それから教育行政としては東三河の教育事務所新城設楽支所の教育指導室の主査も務められております。その後津具中学校で校長になられましてご承知のとおり平成 29 年 4 月から 5 年間東栄中学校で校長を務めて頂きました。この間におきましても、地域に関わって頂くという状況の中で、地元の明神山に登る登山の計画をして頂いて、子供さん地域に携わるという状況、それから文化祭においてもコーラス等を始めて頂きましたし、そんな状況の中令和 4 年 3 月に定年退職されました。そういう状況も踏まえても、今回佐々木教育長には再任という状況でありましたが今回勇退され岡田守氏にあとを継ぐという状況、お互いの関係も本当によくできていると私も感じておりますので、そこら辺のところご理解いただきたいと思います。以上です。

議長（加藤彰男君）

今ありました資料の取り扱いについては、議運で協議致します。はい、ありますか。

浅尾議員

3 番（浅尾もと子君）

ご説明頂きましてよくわかりました。私は町外の出身者でありますので、任命される方の経歴などほとんど知らないという場合の方が多いですので、そういった議員もおるということをご理解頂いて誰にも町民の皆様にはわかるようにお示しいただきたいと思います。この議案についてお尋ねしたいと思います。5 月 31 日に今回の教育長の任命に係る議案が議員に配布されたんですけれども、その際には岡田守さんのお名前やご住所などが全く記載されていないという状況でありました。私は議会事務局へ 2 度の督促のメールを送って、昨日の午前中によりやくお名前の入った議案を入手することができました。何も書かれていない議案ではその方が相応しいかどうかは検討することはできませんので、ぜひ今後この事こういったことをやめて頂きたいという事でお尋ね致します。この議員に配布した議案に指名等を明記しなかった理由、その根拠を伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

まず、これは人事案件でありますし、個々の問題も含めてあるわけでありますので、岡

田守氏につきましては先ほど言いましたように、校長定年後その後もお勤めをしておりましたので、その状況も踏まえ個人の情報に関わることもありますのでしっかりとその調整が出来た段階でお配りをさせて頂いたという状況であります。今までの東栄町の慣例もありますが、本日から始まっておりますので、白紙の状況の中で過去もそういう状況でご報告させて頂いてお願いした経緯もありますが、しっかりとこのへんのところにつきましてお互いの中の状況で、しっかりきめて任命させて頂くということが決まった段階で議案としての状況は正してきました。今回任期満了でありますので、再任という状況であればその状況も当然同意案として出させて頂きますが、今回そういう状況の中で決まった段階といえますかお配りさせて頂いたという状況でありますのでよろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

議員に白紙の議案を配ってよいかというその根拠についてはお示しただけなかったというふうに理解しました。人事案件についてどういう状況だったら白紙で配ってよいかっていうのは近隣の自治体、新城市や豊川市の例で言いますと白紙で配るなんていうことはしておりません。他の議案と同じく告示の日に配布しておるものであります。今後、しっかり調整できてから配ったと仰ったんですけれども、しっかり調整できてから議会に諮るべきですし、しっかり調整した上で最初から示していただきたいと思います。今後白紙の人事案件出さないでいただきたいと思いますがもう一度認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

今回任期満了が6月に迎えるという事で、本定例会に出させて頂くという状況でありましたので、議運の状況の中でそういうお話をさせて頂いたんじゃないかという思っておりますが、当然決まっていないという状況でありましたので今後その状況を踏まえて検討させていただきます。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、他にございませんか。

（「なし」の声あり）

本案は人事案件ですので討論を省略し直ちに採決いたします。

採決は起立により行います。

本案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

はい、着席ください。

起立6名賛成多数です。

よって同意案1号は原案通り同意することに決定します。

ここで暫時休憩といたします。

町長

町長(村上孝治君)

それでは、新しく任命いたします岡田守氏が就任のあいさつ等させて頂きたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

議長(加藤彰男君)

ただいま町長より新教育長からのあいさつの申し出がありましたのでこれを認めます。岡田守さんの入場と発言を許可します。岡田守さん入場させてください。

ここで新たに就任されます岡田守さんからのあいさつをお願い致します。

新教育長(岡田守君)

失礼をします。こんにちは。中設楽の岡田守でございます。まずは就任にご同意いただきましたこと厚く御礼申し上げますありがとうございます。2年前の3月末に東栄中学校を定年退職するまで37年間、主に小学校中学校に勤務しその後岡崎にあります公益財団法人愛知教育振興会で三河の児童生徒、先生方のための教材作成や事業の運営に携わって参りました。東栄町では平成5年から3年間中設楽小学校、平成29年から最後の5年間は東栄中学校の校長として通算8年間、いずれも自分の母校という幸せな環境の中でお世話になりました。教員生活では小中学校の勤務が多く社会教育とか教育行政に関しての経験は決して多くはありません。加えて大変微力ではございますので心配することはございますが、自分が生まれた町、自分を人として町民として教師として育てて下さったふるさと東栄町のために精一杯尽力するつもりでございます。教育は未来の幸せを実現するための長期的な営みです。これから町民の皆様の願いをとらえ、子供たちと町民の皆様の未来のために、町長さんや議会の皆様の抱くまちづくりの教育に係る部分を懸命に実現してまいりたいと思っております。そうは申ししましても何分浅学菲才でございます。議員の皆様にはご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。貴重な時間を割いて頂いてご挨拶の機会を賜りましたこと厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。宜しくお願い致します。

議長(加藤彰男君)

新たに教育委員会教育長に就任されます岡田守さんのあいさつが終わりました。佐々木教育長から引継ぎさらに町教育行政における一層のご活躍を改めて期待いたします。宜しくお願い致します。

それでは、岡田守さん退場をお願い致します。

----- 同意案第2号 -----

議長（加藤彰男君）

それでは、会議を再開いたします。

次に日程第15、同意案第2号「東栄町農業委員会の農業委員欠員による任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

失礼します。同意案第2号、東栄町農業委員会の農業委員欠員による任命につき同意を求めることについて。下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。提案理由です。このように提出するのは現在の農業委員から提出があった辞任届の承認により欠員がでることに伴い、上記の者を農業委員会の委員に任命するにあたり議会の同意を得る必要があるからです。では、農業委員の候補者1名につきまして氏名、性別、住所の順にお伝えします。伊藤明博、男性、東栄町大字振草。以上候補者1名を選定しましたので宜しくお願い致します。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

お伺いいたします。新たな農業委員に伊藤明博さんを任命するという議案でございます。今回、委員の選定のために5月の2日から5月15日まで推薦、応募が行われたと町から伺いました。その期間に推選又は応募によって上がったのは農業委員会の会長である山城さんの推選を受けた伊藤明博氏のみでありました。今回この方を候補者にするというものでございます。そこで伺います。推薦の理由を伺います。また町が会長に推薦を求めた経緯があるか伺います。併せてこの議案には新たな委員の方の任期が記載されておりません。議案として不備のあるものと考えます。任期を伺うとともに議案の修正を求めたいと思いますが認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

はい、経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

まず、推薦の理由ということでございました。永年町で農業に従事しておりまして、東栄町役場職員や観光まちづくり協会の職員として務めていたことから農業委員会業務に大きく貢献されると考えるための推選ということを知っております。会長に推選を求めた経緯があるかという事でございますが、募集に関しましては会長の方から町内の遊休農地や耕作放棄地の多さを懸念しておりまして、農業に従事する中で何か委員として共に活動できる人はいないかと

考えられた結果、候補者として農業委員会の推選ということでお話を頂き、会長の推選に至ったものです。あと今回任期の方は指定はなかったのですが、すみません。前回も同じような形で1年程前に上げさせてもらったときも確か同じようなことでやらせてもらったと思うんですけども、一応ここの議会の得る前に、農業委員会というところを通じてあげていまして、そちらのほうでは、募集かける中、上げさせてもらっていますので、ホームページや東栄チャンネルのほうでは任期をあげておったかと思います。すみません宜しくお願い致します。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

ホームページや東栄チャンネルに任期が掲載されたかどうかという事をお尋ねしているわけではなくて、議案として不備があると考えますので、任期をお伺いするとともにこの不備のある議案について修正して頂きたいというものでした。改めてお考えを伺いたいと思います。併せて、今回の募集の期間について問題があったのではないかと思うからお尋ねします。農業委員会法の施行規則の第7条には、農業委員の推選募集について概ね1月としなければならないと定めております。そして、農業委員会に関する新制度のQ&Aというものをインターネット上に掲載しているのを拝見しました。全国農業委員会職員協議会というところが出しているQ&Aですけれども、やはりこの任期、募集期間、推選募集期間の取り扱いについて、このようにQ&Aに答えて書いてあります。1ヶ月、概ね1ヶ月行わなければならないとされていました。幅広い者が推選募集に参加できるようにするためです。行政用語で概ねとはプラスマイナス2割を意味するため、最低限の推選募集期間は1ヶ月×8割で24日間であると考えられます。国の通知でも推選の求め募集の期間は概ね1月にしなければならないと規定されており、その期間は少なくとも24日間以上とされることと適当と考えられますが、それに満たない期間しか推薦募集を行っていない農業委員会が見受けられたところです。こういったことで、ついには委員の選出についての公正性、透明性を確保する観点から今後の推選募集にあたってその期間が確実に24日間以上となるようにしてくださいという指導がされているということが記載されております。今回町が推選募集期間について5月2日から5月15日までの14日間としたことに法的根拠があるのか伺います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

まず、最初に任期を載せていないということでございますが、すみません、確認をさせて頂いて、本来載せるべきのものであれば載せていかなければならないと思いますし、そこらへんはまた確認させて頂きたいと思います。先ほどいった今回の委員募集期間を8日間にした根拠

等でございますけれども、議員が言われた通り Q & A にも書いてはございます。今回提出された辞任届というのが、任期が令和 6 年 7 月 23 日までの任期までは務めて頂けるということでございましたので、なるべくそれを過ぎてから農業委員会に欠員を生じることを、多少業務に支障がでることを心配しまして、選任された農業委員の任期の開始日を令和 6 年 7 月 24 日にしたところでございます。それに併せまして、通常の農業委員会の選任手続き等同様に推薦募集の手続きを行うという予定を組む必要が生じたわけなんです、今回同意をいただくに前に評価委員会による候補者の選考評価も行わなければならない、農業委員会の募集期間は 14 日間と決めさせて頂きました。第 1 回 14 日でもし推選又は応募がなければさらに伸ばしていくという形の手続きはとっていくということは考えておりましたが、1 回目のその 14 日間で推薦頂きましたのでその対応をさせて頂いております。以上です

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

ご答弁頂きました。ちょっとご答弁頂いて、14 日間で推薦が得られたのでお 1 人が推薦されたのでその後伸ばさなかったと、つまり、法定されている概ね 1 月という期間の間より早くに募集を締め切ってしまったということを理解しました。これは、やはりこの法の趣旨、委員の選出についての公正性透明性を確保するという点で町民の皆様から疑義をもたれかねないやり方だというふうに考えます。時間の余裕がなかったにせよ臨時議会を開くなどで議会の議決を得られるわけですから、法律にそうということをまず大前提に考えていただくべきではないかというふうに思います。そして、今回の推選募集について農業委員会法の施行規則では募集期間等については決まったら遅滞なくこれをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないというふうにしております。以前担当課にお尋ねしましたところ、東栄チャンネルとホームページで公表しているということでございました。しかし東栄チャンネルは私が町民の方に 20 数名聞き取りをしたんですけれども、ほとんどの人が募集を知らなかったということがありました。東栄チャンネルを見たよという方がお 1 人おられただけでした。そして農業者の方さえも募集を知らなかったという方も見えます。併せてホームページへの掲載にも大きな問題があったと思います。町はホームページの訪問者が必ず目にするトップページの新着情報にこの推薦募集の告知を行わず、経済課のさらに農林業のページにだけ掲載したということでありました。ですので、ホームページの当該告知ページにアクセスすることができたのは偶然に組織的メニューにアクセスした場合ですとかインターネットでその期間に農業委員会について検索した場合に限られるのではないかと思います。過去には定員を上回る委員の推薦、応募があったという事実があったにもかかわらず、このように周知の方法が不十分であったことまた推薦募集の定められた期間を恣意的に短縮したという事によって委員をなことに望む方から応募の機会を奪ってしまったという可能性を否定できないと私自身は考えます。そこで町長に伺います。委員の選出について町は公正性、公平性を確保したといえるのか認識

を伺います。

議長（加藤彰男君）。

町長。

町長（村上孝治君）

先ほど経済課長が答弁させて頂いた通りと思っていますが、そういう状況の中でありまして今ご指摘いただいたところにつきまして概ね1月、8割で24日間という状況を短くしたという状況はあると思いますので、今後状況を踏まえて募集については検討させていただきますが、今回こういう状況でありますので個人としての推薦も農業委員会からも頂いておりますのでこのへんのところ踏まえて、ご理解いただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

いま浅尾議員から3回質問がございました。募集のプロセスの意見もありましたけれども、この議案の要件につきまして、先ほど担当課長の方からは欠員という事でこの議案の方に残任期間等含めて明記されてないということがあります。これについて、今の段階でそれが議案として成り立っているのか確認できないですね。では、今この議案の要件としてこの在任期間等の明記、ある面では先ほどのを含めて議会の方が理解する点も含めて、そこについて理解されていないという事になっています。初日本日の本会議の採決ではなく、最終日の採決にしたいと思いますので、よろしいでしょうか。なお執行部の方は確認して議案の再提出があればそれは再提出等にして頂きたいというふうにして頂きたいと思います。いいでしょうか。それでは、同意案第2号の東栄町農業委員会欠員による任命につき同意を求めることの件につきましては、最終日の議事の取り扱いといたしますのでご了解をお願い致します。

----- 報告第1号 -----

議長（加藤彰男君）

次に、日程第16、報告第1号「令和5年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

報告第1号、令和5年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について。1枚はねていただいて、計算書をご覧ください。款項、事業名、金額、翌年度繰越額の順で朗読させていただきます。なお計算書の表右側に財源内訳を載せてありますのでご確認をお願い致します。2款総務費3項戸籍住民基本台帳費コンピューター等保守点検業務委託料737万円、翌年度繰越額737万円、同じく3項戸籍住民基本台帳費社会保障税番号制度システム整備委託料246万4千円、翌年度繰越額246万4千円、3款1項社会福祉費低所得者支援給付金事業2,204万9千円、

翌年度繰越額 2,182 万 5 千円、4 款 1 項保健衛生費新型コロナウイルスワクチン接種対策費接種体制確保事業 1 万 6 千円、翌年度繰越額 1 万 6 千円、同じく保健衛生費新型コロナウイルスワクチン接種対策費接種対策事業 11 万 7 千円、翌年度繰越額 11 万 7 千円、5 款 2 項林業費林道開設事業 4,020 万円、翌年度繰越額 2,440 万円、6 款 1 項商工費とうえい温泉修繕料 400 万円、翌年度繰越額 400 万円、7 款 2 項道路橋梁費道路橋梁維持工事 4,950 万円、翌年度繰越額 4,950 万円、同じく 2 項道路橋梁費道路新設改良事業 485 万 7 千円、翌年度繰越額 485 万 7 千円、10 款 3 款土木災害復旧費公共土木災害施設復旧事業 630 万 7 千円、翌年度繰越額 630 万 7 千円、以上地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定による報告を致します。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、報告第 1 号を終わります。

----- 報告第 2 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に、日程第 17、報告第 2 号「令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。執行部の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

報告第 2 号、令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。次ページをお願い致します。4 款 1 項建設改良費、事業名三輪簡易水道中継槽移設工事、金額 7,700 万円、翌年度繰越額 7,700 万円。以上地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告します。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、報告第 2 号を終わります。

----- 報告第 3 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に、日程第 18、報告第 3 号「令和 5 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。執行部の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長(伊藤仁寿君)

報告第3号、令和5年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。次ページをお願い致します。2款1項営業費用費、事業名ポンプ分解整備工事、金額407万円、翌年度繰越額407万円。地方公営企業法第26条第3項の規定により報告致します。

議長(加藤彰男君)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を打ち切り、報告第3号を終わります。

----- 報告第4号 -----

議長(加藤彰男君)

次に、日程第19、報告4号「株式会社とうえいの経営状況の件について」を議題とします。
執行部の説明を求めます
経済課長。

経済課長(佐々木豊君)

それでは、失礼いたします。報告第4号、株式会社とうえいの経営状況について。令和5年度における株式会社とうえいの経営状況につきまして報告致します。まず、株式会社とうえいの総体的な観点から説明させていただきます。資料6ページの表をご覧ください。12年前平成24年度からの入浴者数の推移でございますが、6ページの表の右下5年度の温泉の入浴者数については13万6,856人で前年度より約8.8%、1万1,124人の増となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響以前の平成30年度対比では約18%、2万9,233人の減と以前厳しい状況が続いております。次に7ページですが、先ほどの6ページの表をグラフ化したもので入浴者数の推移となります。次にとうえい健康の館につきまして8ページ利用状況ですが、宿泊関連の使用料1,837万5,596円、会議室等の利用料4万6,150円で総計としましては約12%、205万1,894円増の1,842万1,746円となっております。東栄町から株式会社とうえいに出資しました健康の館指定管理料は2,469万6千円ですので、経費と収入の差は約627万円となりました。9ページの表と10ページのグラフをご覧ください。5年度1年間の宿泊者数宿泊者の総数は3,741人で、前年度比約12%の増となりました。こちらも工事関係者の利用の増加と少しずつ観光事業などで回復している兆しが見られていると考えられます。それでは、決算報告書に基づき説明させていただきます。1ページの貸借対照表をご覧ください。まず、左上の資産の部、流動資産についてであります。現金、預金、棚卸資産、未収入金、立替金の合計が1,982万4,302円です。次にその下の固定資産であります。リース資産が49万8,800円、これは車両、コピー機、釣銭機などで出資金を含めまして合計50万8,800円となります。資産の部の合計は2,033万3,102円となります。続きまして1ページの右上の負債の部の流動

負債ですが買掛金、これは食堂や売店関係を中心とした仕入れです。そうした未払費用は従業員給与や重油代などです。その他未払法人税、未払消費税、健康の館預り金これは3月分宿泊料などでございますが、これら流動負債の合計は2,271万6,181円です。固定負債を加えた負債の部の合計は2,324万2,635円となります。次に純資産の部でございますが、資本金が3,000万円で変更はなく、利益増預金3,290万9,533円、△を超えますと株主資本金は△の290万9,533円となりこれが純資産の部の合計となります。従いまして負債純資産の部の合計2,033万3,102円となります。続きまして2ページをご覧ください。損益計算書になります。こちら全ても消費税抜きで金額でございます。左上の売上高は温泉売上、介護売上、食堂売上、自販機売上の合計真ん中の列の一番上ですが、1,578万6,024円となります。なお前年度と比べまして温泉売上が7.6%の増、介護売上が3.4%減、食堂売上が10.7%増、自販機売上が7.6%の増となりました。食堂及び売店の仕入れ高に棚卸額を加えますと、右の列の上から2番目3,099万7,722円となり売上高から差し引きますと売上総利益が1億1,978万8,302円となります。前年度と比較しまして約819万円7.3%の増となります。その下一般管理費が合計で1億6,902万213円、これを差し引きますと営業損失が4,923万1,911円となり営業外収益、利子配当金等や介護予防棟及び健康の館指定管理料である管理料収入や雑収入の合計4,484万683円を加えますと、計上損失439万1,228円となります。これから法人税等18万2,500円を差し引きますと当期の純損失は一番下457万3,228円となります。次に3ページをご覧ください。一般管理費となります。年度の比較表は11ページとなっております。11ページの表で説明させていただきます。職員給与は正規職員、嘱託、パート等で令和5年度は表の1番右上6,646万5,319円で前年度と比較しまして約220万円の増でした。これは最低賃金の改定によるものと考えられます。燃料費、重油は上から6番目ですが、2,282万720円で前年度と比較しまして約136万円の増、ガスはその下となりますが340万6,595円で前年度と比較しまして約22万円の増、下から11番目水道光熱費は2,469万2,423円で前年度と比較して約467万円の減となっております。これは原油価格等の高止まりなどによるもので、電気料価格が安定しきったものではないと考えられます。真ん中あたり地代家賃ですが、15万3,970円で前年と同様でございます。なお納付金は減免しております。経費総額は表の右下1億6,902万213円で前年度と比較しまして246万円の増額となりました。11ページは3年度から過去3カ年の推移となりますのでご参考にしてください。4ページにお戻りください。令和5年度決算按分資料でございますが、収支の状況を施設ごとに示したものでございます。実費分かるものは実費で、実費で振り分けられないものは按分率で、これは面積占有率の按分が大半となりますが一部按分率も変更して算出しております。本年度の町からの指定管理料は4ページの上から2つ目になりますが、介護棟部分と健康の館部分の合計で4,336万4,364円を受けており、前年度より296万8,152円の増となっております。このような収支状況の中で令和5年度につきまして左の列1番下439万1,218円の赤字でございました。最後に今年度の株式会社とうえいの計画についてです。12ページをご覧ください。株式会社とうえい収支予算計画の表でございます。消費税抜きの金額となります。昨年度新型コロナウイルス感染症5類に移行しまして客足も多少延びたと言え、燃料費、光熱水費の単価の高止まりにより引き続き厳しい年でございました。今年度につきましても依然厳しい予算たてとなっております。このような状況の中で温泉利用客数につきまし

てはこれまでの平成 30 年度の 16 万 6 千人で満足せず、それを上回る利用客数を目標として集客増を図る必要はあると思います。また歳出におきましては、燃料費、光熱水費の高騰の高止まりで依然先行きが見えない状況なので、経営先を図っていく必要が求められております。一番下にありますように最終収支がマイナス計上となっておりますが、今後の見直しを含めまして収支予算並びに計画を再検討していくこととなります。説明は以上です

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員

3 番(浅尾もと子君)

お尋ね致します。まず、株式会社とうえいの決算等情報の公開についてお尋ねしたいと思います。まず、一つ目、議会の冒頭で町長から副町長が今回代表取締役役に就任したというご報告がありました株式会社とうえいの役員改選について伺いたいと思います。株式会社の役員体制でありますので個人情報とは該当しないものと考えますから新旧役員の方の氏名と役職をお伺いしたいと思います。それから、この決算の資料は議会でのみ配布されていると思うんですが、豊川市の場合ですと本宮の湯を運営している株式会社本宮はホームページで役員体制や決算資料を公表しております。株式会社とうえいにもそれらについて公表する義務があるのか、また町民の皆様に温泉を広く知らせるためにぜひ今後公表して頂きたいと考えますがまず認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

新規役員の氏名ということでございますのでご報告させていただきます。今回退任されました方は伊藤雄一代表取締役 山本敏夫取締役 山本保取締役 鈴木勝美監査役となります。そして新たな役員としまして伊藤克明代表取締役、松下実央専務取締役、伊藤明博取締役、金田久世取締役 亀山幸夫監査役が就任されました。次に本宮の湯の方です。ホームページで役員体制ですとか決算資料を公表しているということでございましたが、決算公告につきまして企業の財務諸表を公に開示する事を指しております。会社法 440 条でも法務省令で定められるところにより定時株主総会の終結後遅滞なく貸借対照表を公告しなければならないとございます。官報、新聞、ホームページの 3 種類の方法が考えられますが、どう公表するにつきましては株式会社とうえいが決めることだと考えております。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

ご答弁頂きました。副町長が今回代表取締役役に就任したということで株式会社と言っても非常に町の関与が強いという状態にあります。株式会社とうえいが公表については決めることではなくて町としてぜひ公表するという姿勢をもっていただきたいと思います。決算の透明性町民の理解に今後の運営に大きく資することと考えますのでご検討いただきたいと思います。続いては、大規模修繕の必要性についてお尋ねしたいと思います。今回の決算状況を踏まえてお尋ねしたいと思います。今回の決算報告書を拝見しますと、決算額は 457 万 3,728 円の赤字決算でありました。純資産の部では資本金 3,000 万に対して繰越利益剰余金が過去からの損失の累積でマイナス 3,290 万 9,533 円と資本金を上回る金額となっております。資産額を負債額を上回る債務超過に陥ったという危機的な経営状況にあると認識致しました。どう打開するのか、副町長が取締役代表に就任したという中で関与を強める町に今問われていると考えます。そして修繕が相次いでいるということが集客にも大いに影響していると考えます。町が作成しております長期修繕計画によりますと、今後の年度ごとの計画修繕見込額は令和 7 年度に 2,638 万円、令和 8 年度に 3,267 万円、令和 9 年度に 3,506 万円です。これらの計画修繕のこれら修繕の支出に備えて町に支払われるはずの納付金 1,800 万円は令和 6 年度にも支払うという予算になっておりません。すなわち計画修繕に加えて緊急修繕等増大する修繕費のほとんどを東栄町が負担するなど考えます。計画のない緊急修繕のために先日も休業しておりましたけれども、お休みが多くなっております。前回の決算で監査人が指摘しておりましたように大規模修繕が必要な時期というふうに考えております。豊川市の例をちょっと紹介させていただきたいんですが、昨年 1 月本宮の湯を 20 周年のリニューアルを行いました。温泉施設の積立金などから約 3 億円あまりを投じた事業でありましたけれども、その結果令和 5 年度の来場者数が過去最高になったと言います。今とうえい温泉入浴客数がコロナ前の水準には届かないまでも 3 年度連続して改善してきております。この経営状況を改善して今後もこの事業を存続していくのであれば、故障による臨時休業を減らすとともに魅力を高めて集客を増やすことが不可欠ではないかと考えます。そこでお伺いいたします。リニューアルを含む大規模改修の検討はあるか、ないとすれば今後どのように経営を回復するのか認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

リニューアルを含めた大規模な改修はあるかということでございますが、大規模改修につきましては、今後空調設備ですとか、電気設備の更新が考えられます。大規模改修になりますと長期休業をやむなく行われざるが想定されてきます。長期に休業することは従業員の雇用問題ですとか収入源である入浴料、食事代などが入ってこないこととなりますので、慎重に計画を練らなければならないと思っております。そういったことを見据えて計画を立てていきたいと思っております。また経営回復に関しましても経営会議等でどうやって収益を増やせるのかという施策を検討して行くことが必要だと考えます。

議長（加藤彰男君）

はい、他にございませんか。

はい、浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

はい。最後のお尋ねであります。監査報告書には監査役の意見として従業員の高齢者も著しく、併せて退職者の発生が重なり事業運営に大きな支障が生じているとあります。従業員を確保し今後安定的に運営していくためにお尋ねしたいと思います。とうえい温泉の従業員の人数、正規職員パートタイムそれぞれについて伺いたいと思います。そして最も少ない時給が適応されている従業員は何人で時給はいくらであるのか、また従業員の待遇改善の検討はあるのかお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

現在の従業員の人数ということで、前期の期末時点の従業員の人数を報告させていただきたいと思います。正規の従業員 2 名、パートということで 27 名となっております。また最も少ない時給が適応されている従業員の人数とその時給はということだったと思いますけれども、個別の時給につきましてはこちらでは把握できておりません。待遇改善検討ということでございますが、現在の待遇等につきましては従業員等の面談によって聞き取りをして、見直すべき点は改善していきたいと考えていると聞いております。

議長（加藤彰男君）

はい、他にございませんか。

はい、副町長。

副町長（伊藤克明）

今ご質問頂いた点も含めましてちょっと一言お願いしたいと思います。先ほどから今回の経営状況の 400 万余の赤字ということで、累積赤字も 3,200 万円以上で債務超過に陥っている状況でございます。これは現実であります。それを打開していくのはどうしていったらいいのかというところ、それは今のこの状況の中ではいろんな経費もかさんできておりますが、何よりもどうやって収益を上げて皆様に來て頂ける施設にしていくのかと、それが急務であると私は考えております。そのためにも人の確保は必要だと思っております。さらに、今働いている皆さんがどういう状況で皆さん働いているのか、どういう考えでいるのかということをしっかり把握というか、いろんな話をさせてもらいながら町もですが従業員一体となって、この問題に対していくということが一番肝心だと思います。そういったことを含めてスタートをしていきたいと思

っております。私は、先ほど報告がありましたように非常勤であります、代表取締役ということを経任させていただきました。こちらで副町長という立場も当然あります。それらを踏まえて、先ほど町との関与はということでございましたが、そういっても独立した株式会社でございますので、株式会社とうえいとしてどうしていくかということを、さきいったように役員従業員を含めてみんなで考えて行きたいと、そんなふうにして取り組んでいきたいと思っておりますので宜しくお願い致します。それでまたこういった形で役員も変わりました。是非とも皆さまも温泉の実態も含めまして是非とも足を運んで頂きまして、どんなふうに温泉をやっているのかあるいは温泉にどんなお客さんがきているのかことを踏まえ、是非ともこんなこと改善していったらどうかとかというご意見も頂けたら真摯に聞かせて頂いて、やれることには取り組んでいきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員いいですか。

はい、櫻井議員。

4 番(櫻井孝憲君)

4 番櫻井です。今も新しい役員が選定されたということをお聞きしたんですが、まず、その理由というのか選定した理由をちょっと伺いしたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長(村上孝治君)

まず、今回の株主総会を踏まえて3人が辞任され、先ほど申し上げた通りであります。今後新たな出発をするという状況です。副町長が兼務で社長、代表取締役という状況であります。これは過去、私も副町長の時代に14年前、私も社長をさせていただきました。その時から退任された役員の皆様方とは一緒に仕事をさせていただき、その状況の中でそれぞれ10周年を迎え年数を重ねて参りました。この間、特に今回の3年間の状況はコロナの状況も踏まえまして本当に大変な時期でありますし、それから現在は円安の状況の中で、今回の決算を見て頂いて分かるように当然燃料高騰を含めた状況は変わらない状況であります。入浴客は何とか以前にはまだ戻っていませんが、そんな状況であります。今回伊藤明博君は観光まちづくり協会の中で当初から携わって頂きましたし、私どもの役場職員としては温泉を建設する時期からの担当者でありました。そんな状況もあり、観光まちづくり協会は一般社団法人となって1年過ぎた状況であります。今回明博君の場合は観光まちづくり協会の事務局長にいましたので、そんな状況を踏まえまして今回非常勤という形でお願いした状況です。それから金田久世さんにつきましては、千代姫荘の三健会の方の代表をされておりましたが3月をもって、3月でしたかね、代表を降りられました。若い世代に代わるという状況でありましたので、今回お願いをし副町長を含めて松下専務もおりますので、役割をしっかりとって温泉の中のいわゆる食堂部門だっ

たり他の部門あるわけですが、しっかり役員の中で役割分担をしてもって頂いて、今後新しい役員含めそれから今も話した常勤の職員2名おりますので、そんなところも踏まえまして先ほど経済課長がお話された通り職員のヒアリング等もさせていただきながら今後に向かって進めていきたいと思います。先ほど言いましたように累積赤字も含めて原資をどうしても超えてしまったという状況、実態でありますので、これは何とかしても改善していかないと。数年前も実は原資を1千万から3千万に増資したという経緯はあります。それも当然売上の中の状況でありましたので、私より前の段階だったかと思いますが、そんな状況もありますのでしっかりここを見据えて今後の温泉は東栄町にとっても観光においても16万前後の集客があるわけでありますので、今後観光まちづくり協会も含めてそれからそれぞれの諸団体商工会もそうですがいろんな経済団体も含めて、今後はしっかり連携をとっていきたいと思いますので、温泉でリピーターだけ入浴客だけがきてどうこうというところで収益がなかなか伸びない所もあります。以前からちょっと検討にありました入浴料の増額も視野に入れていかないといけない時期にきたかと思っていますので、しっかりこの辺については新しい役員含め検討させていただきたいと思いますので、議員の皆様方におかれましては是非足を運んで頂き温泉の利用実態を見て頂きながらまた改めてまたそれぞれの立場でご意見等頂きたいと思います。それともう1つ、温泉だけでなくご承知のように介護予防施設があります。ここの状況もしっかりやっていきたいと思っています。運動水中教室がありますが、なかなかそういう状況の中でないわけではないですが、そこも活用をうまくしていきたいと。特に介護にならないしいわゆる予防の段階で施設を使って頂くことも民間の方と協力しながらご提案を頂きながらその部分も進めていきたいと、是非今後ともよろしくお願いいたします。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

はい、佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

冒頭の町長の説明で取締役1名減となるということだったんですけれども、ちょっと確認だけですが、この頂いた資料の12ページに株式会社とうえいの収支予算と計画書があつて、この6年度の計画がさっき言った1名減になる前の金額で算出されているのか、ちょっとそこが知りたいのでお願いします。

議長（加藤彰男君）

いいですか。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

今回示されて頂いた収支予算計画につきましては、新しく新役員等が決まる前にたてられたものでございますので、これはどっかのタイミングで見直さなければいかんと思っています。

少なくとも1名減になったのと、常勤の社長が、私が非常勤で私自体が報酬を頂いておりませんのでそういったことを考えると役員報酬も、これ単純には言えませんが半額近くになるかと思ひますし、それから指定管理料につきましても3,800万という数字であります、みなさんもちよつと予算書を見て頂ければうちの2つの指定管理料と比べて若干差異はあると思ひます。ですから、それらをするともう少し今の現段階でも計画の数値は変わってくるのかなと思ひますが、ただ、それだからといって1,800万円の納付金を支払えるという事はございませんので、そのための努力はやはり一番この計画の中の、上の売上高をどれだけ増やしていけるかという事に注力すべきかなと考えています。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

とうえい温泉の件につきましては、議会でもこの間話し合っています。先ほど副町長からもありましたように是非視察という事で、議員の方でも是非視察調査したいという事でこの間話し合っていますので、なるべく早い時期にとうえい温泉視察調査しながら、私達も勉強して今後の方向性についてやっぱり議会としても十分論議していくというにふうに進めたいと思ひます。

以上で質疑を打ち切り、報告第4号を終わります。

議長（加藤彰男君）

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了致しました。なお、確認ですけれども、同意案第2号につきましては最終日となっていますので、会期中の議会運営委員会のところで修正の提出議案があれば提出して頂きたいというふうに思ひます。それから資料提供等につきましては議運で協議するという事を確認していますので、以上の内容含めて本日の会議内容といたします。なお、議事日程等含めて、必要な事項の訂正等は議長に一任をお願いして頂きたいと思ひますのでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい。次回につきましては会期日程に基づき、明日7日午前10時より一般質問を行います。本日はこれにて散会といたします。